

京都市障害者自立支援法の施行に関する条例の一部を改正する条例（平成21年3月26日京都市条例第54号）（保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課）

京都市障害程度区分判定等審査会の委員の定数の上限を次のとおり変更することとしました。

この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

現 行	改 正 後
50人以内	150人以内

京都市障害者自立支援法の施行に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月26日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 54 号

京都市障害者自立支援法の施行に関する条例の一部を改正する条例

京都市障害者自立支援法の施行に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「50人」を「150人」に改める。

附則第2項を削る。

附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)